

# 山林づくりに間伐を 森林の病虫害・風水害などを防止

森林の病虫害・風水害などの被害を防ぎ、質を保つためには、間伐が必要です。人手不足や技術面などの理由で、間伐できない方に代わり、市森林組合が間伐を行います。市森林整備計画に位置付けられている森林を所有している方は利用できます。



産業部 農林振興課  
995-1823



## 健康な森林は間伐から

当市の面積の約63%が森林です。そのうち69%は人工林で、伐採期に達している森林が増えています。

森林を放置すると、木が密集し風通しや日当たりが悪くなります。下草が生えなくなるため、わずかな降雨などで土砂が流出しやすくなり、災害などの危険が高まります。また、樹木の成長や根の発達が阻害されるため、木が更に細く弱々しくなり、雪や風による倒木被害を受けやすくなるなど様々な問題が生じます。

水資源の確保や土砂流出の防止など森林のもつ様々な公益的機能を十分に発揮させるために、間伐は必要不可欠です。

## 伐採した木は有効活用

これまでの間伐は、間伐した木を搬出するのに手間がかかり、コストが高くなってしまったため、伐採木を森林内に捨て置く「伐り捨て間伐」が主流でした。現在は、県内各地で「利用間伐」の取り組みが進められています。



利用間伐は、高性能林業機械の導入や効率性が高い伐採方法の採用、林内路網の整備などを行い、低コストで伐採した木を搬出できるようにします。そのため、今まで捨てられていた木材資源を有効に利用することができます。

## 間伐には森林組合の利用を

森林組合では、市内に住んでいる方などには無料で、市外に住んでいる方などには間伐費用の25%の負担で間伐を行っています。市森林整備計画に位置付けられている森林が対象です。

**対無料**▶市内に住んでいる方、または市内に本社機能のある法人が所有している市内の山林

**間伐費用の25%負担**▶市外に住んでいる方、または市外に本社機能のある法人が所有している市内の山林

※宅地造成済地内の山林は対象外です。

**申**伐採届に必要な事項を記入し、市森林組合に提出してください。※伐採届は市のホームページからダウンロードすることもできます。

**森**森林組合 993-5757  
(佐野 822-1)



## 新たに森林を所有したら届出を

新たに森林の土地所有者となった方は、所有面積に関わらず事後届出が義務付けられています。森林の土地を新たに取得した方は、必ず届け出てください。

**届出先**／取得した土地のある市

**対**個人・法人を問わず、売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方

**期**土地の所有者となった日から90日以内